

東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東備西播定住自立圏（以下「圏域」という。）内の住民同士の交流や圏域外住民との交流を促進し、圏域内の賑わいの創出と相互理解を深め、圏域の魅力を圏域内外の人々に理解してもらうことにより、圏域内の定住人口、交流人口を確保することを目的とする。

(推進支援金)

第2条 東備西播定住自立圏形成推進協議会（以下「協議会」という。）は、前条の目的を達成するため、民間事業者等が行うイベント等事業（以下「イベント等事業」という。）の経費の一部を、民間イベント等事業推進支援金（以下「支援金」という。）として交付する。

(支援の対象等)

第3条 支援の対象とする民間事業者等は、圏域内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体又はNPO法人（以下「団体等」という。）とする。

- 2 平成32年3月31日までに実施する事業を対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、支援の対象としないものとする。
 - (1) 宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されている団体等
 - (2) 規約、会則等が整備されていない団体等
 - (3) その他、協議会会长が支援することが適当でないと認める団体等

(支援対象イベント等事業)

第4条 支援の対象となるイベント等事業は、第1条の目的を達成するために、団体等が自主・自発的に行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益的な事業であること。
 - (2) 主に圏域内の複数の市町住民等の参加、協力及び連携を得ようとする事業であること。
 - (3) 実現可能な事業であること。
 - (4) 繼続的な事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、支援の対象としない。
 - (1) 活動の成果が特定の個人、団体等のみに帰属する事業
 - (2) 地域の行事等で、既に継続的に行われている事業。ただし、協議会会长が支援対象とすることが適当であると認める事業は除く。
 - (3) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする事業又はこれに類する事業
 - (4) その他、協議会会长が支援することが適当でないと認める事業

(支援対象経費)

第5条 支援の対象となる経費は、イベント等事業の実施に直接に要する経費とする。ただし次に掲げる経費を除く。

- (1) 団体等の構成員等の人物費、謝礼、旅費交通費及び飲食費
- (2) 備品購入費
- (3) 証拠書類により事業実施団体等が支払ったことを確認できない経費
- (4) その他、協議会会長が適当でないと認めた経費

(支援金の交付額等)

第6条 支援金の交付額は、20万円を限度とし、支援の対象となる経費と当該イベント等事業の収支差額のいずれか少ない額とする。ただし、支援金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(イベント等事業の募集等)

第7条 協議会会長は、イベント等事業の募集にあたっては、公募により行うものとする。

2 支援金の交付を受けようとする団体等は、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 団体等概要調書
- (2) イベント等事業計画書
- (3) イベント等事業収支計画書
- (4) 団体等の規約、会則等の写し
- (5) その他、協議会会長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第8条 協議会会長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適當と認めたときは、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援金交付決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知する。

2 前項の審査は、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援審査会（以下「審査会」という。）において実施する。

3 協議会会長は、第1項の交付決定を行う場合において、支援金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な助言や条件を付すことができる。

(審査会)

第9条 前条第2項の審査会は、次に掲げる委員5名をもって組織し、協議会会長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある人 1人
- (2) 協議会幹事長及び幹事 4人

2 審査会に委員長を置く。

3 委員長は委員の互選により決定する。

4 委員の任期は1年とし、再任することができる。また、欠員が生じた場合の補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 審査会は協議会会長が招集し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 6 審査会は、その会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(イベント等事業に係る措置)

第10条 協議会会長は、第8条の規定により支援金の交付の決定を受けた団体等（以下「支援団体」という。）に対し、イベント等事業の実施について必要な助言及び協力することができる。

(イベント等事業の変更又は中止)

第11条 支援団体は、対象となるイベント等事業の内容について、これを変更又は中止しようとする場合には、速やかに東備西播定住自立圏民間イベント等事業内容変更・中止承認申請書（様式第3号）により、協議会会長の承認を受けなければならない。

- 2 協議会会長は、前項の申請書が提出されたときには、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、これを承認し、その結果を東備西播定住自立圏民間イベント等事業内容変更・中止承認通知書（様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第12条 支援団体は、イベント等活動が終了したとき（イベント等活動の中止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）、又は第8条の交付決定に係る協議会の会計年度が終了したときは、速やかに東備西播定住自立圏民間イベント等事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(支援金の請求)

第13条 協議会会長は、支援団体が東備西播定住自立圏民間イベント等事業実績報告書を提出したときは、その内容を審査し、承認した後、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援金請求書（様式第6号）により支援金を交付する。

- 2 協議会会長は、必要があると認めるときには、前項の規定に関わらず支援金交付決定額の2分の1以内で概算交付することができる。

(イベント等事業の公表)

第14条 協議会会長は、東備西播定住自立圏民間イベント等事業実績報告書の提出があったときは、当該イベント等事業の結果を公表しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第15条 協議会会長は、支援団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金を目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 支援金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) 支援団体が、法令に違反する行為を行ったとき。

- 2 協議会会長は、前項の規定により取り消しをした場合において、当該取り消しに係

るイベント等事業に関し、既に支援金を交付しているときは、当該決定の日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

(帳簿等の整理)

第 16 条 支援団体は、当該イベント等活動に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入支出を証する書類を整備し、当該支援団体のイベント等事業が完了した年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金交付規則の適用)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については赤穂市補助金交付規則（昭和 63 年赤穂市規則第 4 号）の定めるところによる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。